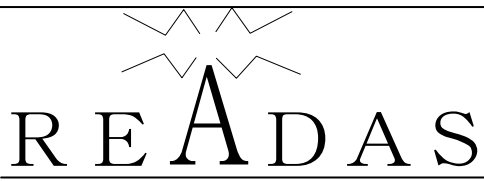


第 4979 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月12日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 財産評価基本通達の改正案

Q：財産評価基本通達の改正に対する意見公募があったそうですが、どんな内容だったのですか？

A：次のような内容のものでした。

【解説】

さきごろ、国税庁から財産評価基本通達の一部改正(案)に対する意見公募が行われました。内容は次のようなものでした。

① 上場新株予約権の評価

上場会社が、既存の株主に対して新株予約権無償割当てを行い、その新株予約権自体が金融商品取引所に上場される場合の新株予約権の評価方法が明らかにされました。

② スtockオプションの定義

上場新株予約権の評価を新設することに伴って、Stockオプションの定義の改正が行われます。

③ 証券投資信託受益権の評価

証券投資信託受益証券のうち、上場されているものは、上場株式における権利落や配当落に相当する事象が生じることから、これらを実評価方法に反映させる内容の改正が行われます。

④ 受益証券発行信託証券等の評価

金融商品取引所に上場される受益証券発行信託の受益証券(ETN)の評価方法が明らかにされます。

⑤ 公開途上にある株式の評価

公開途上にある株式の定義及び株式の公開価格の定義について、所要の改正が行われます。

